# 都立スポーツ施設等の再開館に向けた<br/> 感染拡大防止ガイドライン

第6版

令和4年12月16日 東京都生活文化スポーツ局

# 目次

- 1 本ガイドラインについて
- 2 全施設に共通する感染拡大防止の主な取組例
  - (1)利用者向け対策
    - ① 予約時等、利用日以前の対応
    - ② 当日の対応
  - (2)施設環境整備
  - (3)感染者発生時に向けた対応
- 3 施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例
  - (1)屋内施設
  - (2)プール・トレーニングルーム等
  - (3)諸室
    - ① 手洗い場所、トイレ
    - ② 更衣室、休憩・待機スペース
  - (4)観客席・イベント等

# (参考)

施設再開時の感染防止策チェックリスト(利用者向け、施設管理者向け)

## 1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休館していた 都立スポーツ施設等の再開館に向けて、新型コロナウイルス感染防止対策を行う際の 基本的な取組について整理したものです。

各施設管理者においては、本ガイドラインを踏まえた感染防止対策を行うとともに、 各施設の特性に応じた必要な取組を徹底してください。

また、関連する以下のガイドラインの他、競技特性に応じて各競技別のガイドラインが作成されている場合は、共に参考にしてください。

- ○東京都「事業者向け 東京都感染拡大防止ガイドライン
- ~「新しい 日常 」の定着に向けて~ 」 (令和3年6月25日付)

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012758.html

〇スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (令和4年11月30日改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_00021.html

○公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (令和3年11月5日改訂)

https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html

〇一般社団法人日本フィットネス産業協会「FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」

(令和4年12月8日付)

https://fia.or.ip/stop\_covid19/

- ※ 本ガイドラインは、今後の状況の変化等を踏まえて逐次見直すことがあることに ご留意ください。
- ※ 上記のほか、政府の新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置と入国後の行動制限に関する情報等も参考にしてください。

# 2 全施設に共通する感染拡大防止の主な取組例

施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理してチェックリスト化し、施設のHPや施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示するとともに、これらの事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること。

また、これらの事項を遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の 観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがありうること を周知すること。

# (1) 利用者向け対策

① 予約時等、利用日以前の対応

施設管理者は、利用者等に対し、以下の内容を予約受付時や施設の HP 等で 周知・徹底すること。

- ア 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。また、利用をお断りすることがある旨を確実に周知すること。
  - (ア) 以下の症状があるなど、体調がよくない場合
    - i 平熱を超える発熱
    - ii 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
    - iiiだるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
    - iv嗅覚や味覚の異常
    - ∨体が重く感じる、疲れやすい等
  - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - (ウ) 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- イ マスク(品質の確かな、できれば不織布)を持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離(2m以上を目安)が確保できない状況で会話をする際には必要に応じてマスクを着用すること。(※)
  - (※) 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること。
- ウ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- エ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に(最低1m)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- オ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の順守、施設管理者の指示に従うこと。

## ② 当日の対応

ア 利用当日、利用者から以下の事項について該当がないか確認を求め、該当 がある場合は利用を見合わせるよう利用者へ呼びかけること(※)。

その際、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること(非接触型機器などを活用して利用者を検温し、発熱者に対しては入館を制限する)。

- (※) 同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況など、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な場合は、以下の(ア)~(エ)に加えて、氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)の提出を求めることや、施設の事前予約時に登録することも考えられる。なお、実施に当たっては個人情報の取扱いに十分注意すること。
- (ア) 利用当日の体温
- (イ) 利用前7日間における以下の事項の有無
  - i 平熱を超える発熱
  - ii 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
  - …だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
  - iv嗅覚や味覚の異常
  - ∨体が重く感じる、疲れやすい等
- (ウ) 利用前5日間における以下の事項の有無 vi 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触の有無
- (エ)政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされて いる国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の体調について情報を取りまとめてもらい、代表者に確認を行うこと。また、その際、体温については、入場の際に体温計で確認することも考えられる。

- イ 施設管理者は、利用者に対し、以下の各事項の遵守を求めるとともに、施 設に掲示するなどして利用者に確実に周知すること。
  - (ア) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (イ)他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)。
- (ウ) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の 指示に従うこと。
- (エ)入退場時や施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

(オ) 運動・スポーツを行う際は以下に留意すること。

## i十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)。

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一 層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていな い場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、2m以上の距離を空けることが適当である。

## ii 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避ける ため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは 斜め後方に位置取ること。

- (カ) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- (キ) タオルの共用はしないこと。
- (ク) 飲食については、パーテーション(アクリル板等)を設置する、又は 座席の間隔を1m以上確保し、会話は控えめにすること。
- (ケ)飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。
- (コ) イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を 利用者に提供する際は、以下に配慮して適切に行うこと。
  - i 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
  - ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使 捨ての紙コップで提供すること(ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと)。
  - iii 飲食物を取り扱う従業員にはマスクを着用させること。
- ウ 利用者が運動時以外、必要に応じてマスクを準備しているか確認するこ と。

運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの(※)とするものの、屋内や屋外でも身体的距離(2m以上を目安)が確保できずに会話する時には、マスクの着用を求めること。

(※) マスク(特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及

ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとる等、無理をしないことについて注意喚起すること。

- エ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- オ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行うこと。
- カ 利用者に対し、「東京版新型コロナ見守りサービス」など接触確認アプリへの登録を促すこと。

#### (2) 施設環境整備

- ① 施設の入口や受付窓口をはじめ施設内各所に手指消毒剤を設置し、入場者の 手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図ること。
- ② 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。ただし、設置にあたっては空気の流れを阻害しない配置に留意すること。
- ③ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑤ スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備すること。 やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ⑥ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを 回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後 は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- ⑦ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消 毒すること。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わない が、手が触れる可能性がある体育館の床等は適切に清掃・消毒すること。
- ⑧ 東京都が定める「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者の目につく場所など 複数筒所に掲示すること。
- (3) 感染の疑いがある者や感染者発生時に向けた対応 新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、東京都に報告を行うとともに、

適宜、施設のホームページに迅速に掲載すること。

なお、施設で感染者が発生した場合は、施設のホームページに迅速に掲載する 旨、利用者へ事前に周知を行うこと。

# 3 施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例

## (1)屋内施設

① 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。 具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気で、必要な換気量の目安:1人当たり換気量30㎡/時)。こ

上、又は常時換気で、必要な換気量の目安:1人当たり換気量30m/時)。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要である。

② 体育館の床を定期的に清掃するなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。

体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となる。ただし、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられる。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能だが、使用後にきちんと拭き取ることが必要。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられる。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにする必要がある。

## (2) プール・トレーニングルーム等

プール・トレーニングルーム等については、フィットネス関連ガイドライン等も 参考としつつ、適切な管理を行うこと。

- ① プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。
- ② 遊泳プールで密な状態(いわゆる芋洗い状態)で大勢が戯れている場合は、 会話や接触による感染リスクが高まるため、密な状態とならないようにすること。

## (3)諸室

① 手洗い場所、トイレ 利用者が施設を利用している間に手洗い、トイレをこまめに行えるよう、以

#### 下に配慮すること。

- ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- イ 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。
- ウ 共用タオルの使用は中止し、手洗い後に手を拭くためのペーパータオル (使い捨て)を設置することも考えられる(利用者にマイタオルの持参を求めても良い)。
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- オ トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- カ 個室ではない便器(男性用小便器など)の利用に当たっては、一つおきに 使用するよう、利用者に対して周知を図ること。

# ② 更衣室、休憩・待機スペース

運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をする ための休憩スペース、スポーツイベントの参加者等が参加前の確認を受ける待 機スペース(招集場所)について、以下に配慮して準備すること。

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること(障害者の介助を行う場合を除く)。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、マスクの着用や換気を徹底し、大 声を出さない場合であれば、人と人とが触れ合わない距離での間隔とすること。
- ウ 共用タオルの使用は中止し、手洗い後に手を拭くためのペーパータオル (使い捨て)を設置することも考えられる(利用者にマイタオルの持参を求めても良い)。
- エ 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないよ うに管理し持ち帰ることを周知徹底すること。
- オ 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノ ブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。
- カ 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、 換気に配慮すること。
- キ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること。

# (4) 観客席・イベント等

施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないようにするなどの対応をとること。また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、会話をする場合にはマスク(品質の確かな、できれば不織布)を着用すること等の留意事項を周知することが必要となる。さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な

措置を講じることが必要となる。

またイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避(時間差入場等)を行うこと。

なお、スポーツイベント等において大声(※)での歓声、声援等が想定される場合は、参加者へ適切なマスクの着用の周知・徹底を図ること、原則として参加者間の適切な距離の確保のため座席を一席空けることが必要となる。

ただし、同一イベント内において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを 明確に区分して開催する場合には、「大声なし」エリアについては人と人が触 れ合わない間隔を担保できれば、必ずしも座席を開ける必要はない。

また、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントの場合は、収容率上限100%での開催も可能ですが、その際にも適切なマスクの着用について参加者に対して周知・徹底を図るとともに、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと(イベント会場での大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意すること)が必要となる。

(※)観客等が、通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること。得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声には当たらない。

上記のスポーツイベント等における開催制限等については、直近の国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や都の新型コロナウイルス感染症対策を参照すること。